

第30回 安来市農業委員会議事録

平成28年12月21日 午後2時00分 第30回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 小林 智弘君	2番 安松 智君	3番 青藤 治道君	4番 大櫃 和則君
5番 板垣 裕志君	6番 藤原 明紀君	7番 秋間千枝子君	8番 増田 和夫君
9番 北川 正幸君	10番 伊藤 聡彦君	11番 山本 朝來君	12番 長谷川雅博君
13番 新田 里恵君	14番 根來 茂樹君	15番 永田 正満君	16番 塩見 秀雄君
17番 富田由美子君	18番 谷川 忠美君	19番 妹尾 茂君	20番 田邊チカ子君
22番 板金 悟君	23番 渡邊 克実君	24番 小川 聡君	25番 岩田 繁樹君
26番 佐々木吉茂君	27番 山崎 雅三君	28番 加藤 昭彦君	29番 宮本 重徳君
30番 福田 渉君	31番 岡田 一夫君	32番 吉村 正君	33番 小藤 昇君
34番 渡邊 憲治君	35番 齋藤 哲君	36番 田中 通夫君	37番 渡辺 和則君

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 細田 正樹君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 12月21日 1日
日程第 3	議第117号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第118号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	報第119号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第120号 農地法第52条の規定による賃借料等情報の提供について
日程第 7	議第121号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議第122号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について
日程第 9	報第131号 農地法第18条の規定による通知について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第30回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表・全員協議会資料であります。ご確認をお願いします。

初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第21条第3項に基づき定足数に達しましたので、第30回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：田中 通夫君
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君
ありません。

議長：田中 通夫君
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により24番 小川委員、25番 岩田委員を指名いたします。

議長：田中 通夫君
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：田中 通夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：田中 通夫君
日程第3 議第117号 農地法第2条の規定による非農地証明願いについて を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

2ページをご覧ください。議第117号 農地法第2条の規定による非農地証明願いについて 上記のことについて、別紙のとおり非農地証明願いの提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページから6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願いは、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、昭和39年7月の集中豪雨により宅地の裏山が崩れ、隣接している当該農地に緊急避難的に残土処理場として、使用していました。その後、宅地と市道との高低差が5mあることから、宅地の進入路として使用するようになり現在に至っているものです。

2番は、平成5年に県道、溝口・伯太線の拡張工事に伴い県の移転補償で住居を移転しましたが、その際、県が該当地を含めて転用の手続きをされていると思っていましたが、この度、家を建て替えるにあたり、地目を調べたところ、地目が変更されていなかったことが分かり、申請されたものです。

3番は、1筆が昭和45年に植林を行い現在に至っているもので、他4筆については、平成元年より耕作放棄となり、猪被害と棚、桁が崩れ、雑木などが茂り、現在に至っているものです。以上です。

議長：田中 通夫君
事務局の説明が終わりました。地元委員から現地の確認並びに説明をお願いしたいと思います。1番の案件について3番 青藤委員、2番の案件について26番 佐々木委員、3番の案件について10番 伊藤委員をお願いします。

3番 青藤 治道君

3番 青藤です。農地法第2条非農地証明願い、1番案件の場所の説明をいたします。4ページの位置図

をご覧ください。図面の下方で東西の道が出雲東部地区広域農道です。図面の左に市道との十字路が位置していますが、この交差点の東に位置している建物が津田平町集落センターです。ここに至るには県道広瀬荒島線ローソン前の田頼町交差点から広域農道を西に約1.3km進んだ地点です。ここから市道に右折し、図面の上部に位置している津田平町集落に向かって進行します。突き当たった集落前のT字路を右折し、100m進んだ地点の市道沿い左側に位置している所が申請場所となっています。よろしくお願いいたします。

26番 佐々木吉茂君

26番 佐々木です。2番案件についての現地の場所の説明をいたします。この伯太庁舎から南へ向かって約200m行きますと、信号があります。そこを左へ南東方向に向かって約500m行きますと、右手に農業用のため池があります。その向かい側のあたりが現地です。以上です。

10番 伊藤 聡彦君

10番 伊藤です。6ページの位置図をご覧ください。右下になりますが、主要地方道安来木次線を奥田原にむけて上がります。広瀬から約18km、大東町の境から700m手前を左に200m行った所が左上の4筆、そこからさらに奥へ上がっていただきますと、その位置図の真ん中の真下になりますが最初の所から1.2km上がった所が現地です。以上です。

議長：田中 通夫君

それぞれ、地元委員からの説明が終わりました。

次に、現地調査3班の調査報告を27番 山崎委員お願いします。

27番 山崎 雅三君

27番 山崎です。今月の調査班は3班でした。新田班長、小林委員、大櫃委員、小川委員、小藤委員と私、山崎で、昨日20日、事務局の会議室で竹内局長、細田主査から説明を受けました。1番の案件について説明をいたします。申請場所は昭和39年の集中豪雨により家屋の裏山が崩れまして、緊急避難適地として残土処理を隣地の畑に処理されました。これが崩れて人様に迷惑をかけるような状態になったので、20年程前に擁壁を作って土砂の流出を止めています。畑が1筆残っていたのが分からず、この間の市道の拡幅工事の時に、切図を取って調べてみたところ残っていたことが分かり、整理しておかなければいけないと思い、今回申請されたものです。調査班としては許可妥当と判断いたしました。皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、2番案件について説明いたします。これも平成5年に県道溝口伯太線の拡張工事に伴いまして、住居を移転されましたが、その時に手続きがされていない箇所が1筆あったことが最近分かり、今回申請されたものです。現状は宅地の一部になっておりますが建物は建っておりません。これも調査班といたしましては許可妥当と判断いたしましたので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、3番案件について説明いたします。一部植林がされておりましたが、これは減反政策が始まった頃に国の方針で植林を認めておりましたが、すぐ登記できるような状態ではなくて、5年か7年経ってからでないと登記を認めないという条件が付いておりました。それを忘れて現在成長してしまったものが一部ありました。これが大体杉の木一抱え30cmから40cm位の大きなものになっておりました。あとは笹が茂り、雑木が立っておりました。イノシシの被害により、耕作不能な状態になり、それが今日に至ったものでございます。農地への復旧というのは無理だと判断いたしましたので、調査班としては許可妥当と判断いたしました。皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第4 議第118号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

7ページをご覧ください。議第118号 農地法第3条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めものです。続いて8ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、2件で、全て 所有権移転 に関する案件です。現地調査の確認につきましては、後ほど地元委員から報告させていただきます。

1番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は200m、必要な農機具は、トラクター、田植機を各1台所有しています。また、労働力は本人と妻の2人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a当たり 606,000円です。

2番は、農業廃止による経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は500m、必要な農機具は、トラクター2台、田植機、コンバイン、

乾燥機、軽トラックを各1台所有しています。また、労働力は本人と妻、祖母、母、長男の5人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について19番 妹尾委員、2番の案件について6番 藤原委員 それぞれお願いします。

19番 妹尾 茂君

19番 妹尾です。1番案件について説明します。場所ですが、白鳥ロードを西に向かってまいりますと主要地方道安来木次線の交差点に差し掛かります。その交差点を安来方向に右折していただきまして、約200m行きますと左側に東中津町の中央あたりに、矢田醤油店があります。その矢田醤油店の北側約50mから40m位の地点が申請場所です。譲受人は隣接地に自分の畑があり、非常に作りやすいと、譲渡人は、自分の農地から離れていて便利が悪いということでお互いの利便性を考えて申請されることになりました。譲受人は、7反ほど耕作しておられます。以上です。各委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

6番 藤原 明紀君

6番 藤原です。2番案件について説明します。場所ですが、広瀬荒島線、足立美術館の所の交差点を荒島の方向、北に向かって800m程行きますと櫻苑という施設があります。この交差点を左折、西の方向へ向かって1.2km位向かった所が申請場所です。譲渡人が相続によって所有している農地ですが、住まいが遠方で、本人が作るということではできません。譲受人に耕作を依頼しており、もう24年近くになり、譲受人が管理しておりました。また、譲渡人の高齢になり、代が変わると所有権が不明確になるということで、この度無償での譲り渡しということになりました。周辺の耕作に対しては何も問題はありませぬ。各委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第5 議第119号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

9ページをご覧ください。議第119号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第48条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。10ページに案件の内容、11ページから13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権移転 に関する案件が2件と 使用貸借権の設定 が1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する特定土地改良事業 とは、昭和38年度から昭和39年度に施行した「九重町団体営構造改善事業」のことで、転用目的は、分家住宅で、権利の設定は所有権移転です。申請人は、現在 家族4人で 市内のアパートで暮らしています。子供も生まれ手狭になってきたため、新たに住宅を新築しようと思立ち、以前から適地を探していましたが、市内に自己所有地もなく困っていました。そこで、本家に近く、農作業の手伝いに行くのにも便利であり、市道に面し車の出入りが、し易く南側には、駐車場と接し、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、新たに設けるものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、無償です。

2番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する特定土地改良事業 とは、昭和25年度に完了した「能義郡赤江村大字切川字内代耕地整理事業」のことで、転用目的は、個人住宅で、権利の設定は所有権移転です。申請者は、現在、申請者家族4人と両親の家族と同居し11人で暮らしていますが、現在の住居では手狭になってきたため、新たに申請者の住居を新たに建てることを計画しました。将来、農業経営を行う予定であり、親の面倒を見るのにも実家の近くである必要があり、適地を捜していましたが、自己所有地もなく困っていました。そこで、近隣で利便性のよく、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、住宅を設けることとしたものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、無償です。

3番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断します。転用目的は、駐車場で、権利の設定は所有権移転です。申請者の息子夫婦が、自宅敷地内の車庫兼倉庫を取り壊し、跡地に住宅を建築したため駐車場が不足となり新たに設ける計画をしました。しかし、近くには自己所有の適地はなく、困っていました。そこで、地権者の同意が得られ、実家の近くで分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に駐車場を設けることとしたものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、7万円です

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 31番 岡田委員、2番の案件について 19番 妹尾委員、3番の案件について 20番 田邊委員 お願いします。

31番 岡田 一夫君

31番 岡田です。1番案件の申請場所の説明をします。県道伯太日南線、宇賀荘大橋の右岸を安来方

面へ約800m進みますと、該当地点の九重町内に降りる市道があります。その市道に入り、安来方面に向かって300m程行きますと九重町の長楽寺というお寺がありますが、その入り口の近くの左側が今回の申請の場所です。よろしくお願ひします。

19番 妹尾 茂君

19番 妹尾です。2番案件の申請場所の説明をします。白鳥ロードを西に向かって進むと、主要地方道安来木次線の交差点に差し掛かります。その交差点を安来方面に右折し、約1km行きますと、切川バイパスと主要地方道とのT字路になります。これを旧道の主要地方道の方に曲がり約100m行きますと社日橋になります。12ページの位置図では、その橋が一番上の位置図の右側の所の少し切れた形になっていますが、それが社日橋です。社日橋を渡り、すぐ右側を右折します。そこから約200m南に行きますと、左側が申請場所です。以上です。よろしくお願ひします。

20番 田邊 チカ子君

20番 田邊です。3番案件の申請場所の説明をします。国道432号線を西比田方面へ進み、県道草野横田線に左折して、約5.5km行った左側が申請場所です。よろしくお願ひします。

議長：田中 通夫君

次に現地調査3班の調査報告を27番 山崎委員お願ひします。

27番 山崎 雅三君

27番 山崎です。調査班の現地調査の報告をします。1番案件について説明します。申請者は現在借家住まいで、家族が増えたため分家住宅を建築することとしましたが、本家の近くには現在申請している土地以外には土地がありませんので、申請地に分家住宅を建てるものであります。本家の方へ手伝いに行くにしても便利であり、市道に面しており車の出し入れも便利ということと、南側の隣接地がすでに駐車場として利用されており、農地を分断するということもありません。前面の道路より約30cm埋め立てて、駐車場兼住宅を設けるものです。埋め立ては30cmですので周囲は土把止めをし、被害が生じないように十分注意して工事を行うということです。雨水は溜枘を設置し既設の排水路へ流しますが、生活排水は集落排水に接続します。上水道も前の市道に入っていますのでこれに接続します。調査班としては許可妥当だと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

続いて2番案件について説明します。現在は同居中ですが、家族が増え手狭になったということで個人住宅の建設を計画されたものです。家族は11名、本申請場所は自宅と隣接はしていませんが、すぐ隣のような場所です。間に納屋、作業場が建っています。市道にも面しており、今後農業を経営されるにあたって非常に便利な土地です。隣地よりも少し下がっていますが、同程度に埋め立てて造成しても周囲に被害を生じるようなことはないと思われまふ。仮に被害が生じた場合は関係者と十分協議の上で万全の処置を講じるということをございます。雨水は溜枘を設置して既設の排水管に流します。生活排水は合併浄化槽を設置し、溜枘へ流します。面積は建物に対しては大きいですが、三角形に近いような形で、利用できる場所がありません。間に赤線、昔の脇道がありまして、これももう利用する人がいませんので、近々、市に払い下げをもらうよう予定です。調査班としては許可妥当だと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

続きまして3番案件について説明します。自宅敷地内の東側に駐車場がありましたが、息子夫婦が帰ることになり、住宅を建築するためそれを取り壊したために、駐車場が不足するということです。隣接した所に申請場所がありまして、譲り受けられるものであります。現在、住宅を建設中で、隣接するその土地も高さが近い状態であり、そのまま利用ができます。補修、補正ということはないということです。駐車場ですので生活排水はありません。雨水は道路脇の既設の水路へ自然排水します。調査班としては許可妥当と判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議 長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

14番 根來 茂樹君

議長。

議 長：田中 通夫君

14番 根來委員。

14番 根來 茂樹君

14番 根來です。確認させていただきたいのですが、今、建物で赤線がある、後日、市の方から払い下げを受けるということでありましたが、三角形の中で建物が大きくて、その赤線には許可申請が出ていますのでそういうふうにはなっていないと思いますが、それにかかっていることはないですか。

27番 山崎 雅三君

ありません。

14番 根來 茂樹君

分かりました。

議 長：田中 通夫君

他に質疑はありませんか。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めま

す。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第6 議第120号 農地法第52条の規定による賃借料等の情報提供について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

14ページをご覧ください。議第120号 農地法第52条の規定による賃借料等情報の提供について上記のことについて、別紙のとおり賃借料等情報の提供をしてよろしいか審議を求めるものです。15ページをご覧ください。これは、農地法第52条の規定により、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため情報を提供するもので、平成29年1月から12月に契約される場合の参考にしてもらうため、平成27年の利用権設定の賃貸料を基に算出したものです。なお、この情報は、可決されますと安来市のホームページ、市報で公表されます。以上です。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。質問のある方はご発言願います。

15番 塩見 秀雄君

議長。

議 長：田中 通夫君

15番 塩見委員。

15番 塩見 秀雄君

15番 塩見です。農業委員会だよりが発行されますけども、それと同じものが載っているわけですが、平成29年分の情報として出していますが、平成27年の数値を取っておられるようですが、これでいいでしょうか。

事務局：細田 正樹君

提供するのとは平成29年に賃貸借をしてもらうための参考資料として出しますが、その元となる、基本となるデータは、まだ平成28年のものはまとまっていませんので、平成27年に実際に賃借が行われた数値をもとに算出しています。それを元に平成29年に使用してもらうということでこういう表現になっています。

議長： 田中 通夫君

よろしいですか。

15番 塩見 秀雄君

はい、わかりました。

議 長：田中 通夫君

他に質疑はありませんか。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については賃借料情報の提供をすることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第7 議第86号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、7番 秋間委員、26番 佐々木委員、34番 渡邊憲治委員の退席を求めます。

議長：田中 通夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

16ページをご覧ください。議第121号 農用地利用集積計画の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。19ページをご覧ください。計画要請につきましては、下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が131件で、180, 261㎡、使用貸借が48件で、46, 250㎡、全体で179件 総面積が226, 511㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。

農林振興課：仙田 美浩君

農林振興課の仙田です。今月の利用集積計画案の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。また、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長：田中 通夫君

質疑に入ります。質問のある方はご発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、7番 秋間委員、26番 佐々木委員、34番 渡邊 憲治委員の退席を解除します。

議長：田中 通夫君

日程第8 議第122号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申請書の提出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

15ページをご覧ください。34ページをご覧ください。議第122号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申出書の提出について 上記のことについて、別紙のとおり申出書の提出があったので審議を求めるものです。35ページから39ページに渡りまして申出書の内容等を掲載しておりますのでご覧ください。今月の農地借入あっせん申出は1件です。詳細については、

農林振興課の方から説明します。以上です。

農林振興課：仙田 美浩君

公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業要領第5条により貸付あっせん申出書が提出されましたので、市を経由して農業委員会へ提出いたしました。あっせんの適格者の可否のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：田中 通夫君

それでは、この案件につきましては、中海干拓対策委員会から協議報告があります。根来委員長よろしくお願ひします。

14番 根来 茂樹君

14番 根来です。今回の中海干拓安来地区農地あっせん借受人適格者審査におきまして協議いたしましたことを報告いたします。今回の案件は既に農業に従事している方の経営拡大のための中海干拓農地貸付案件でありますので、委員会を開催するまでもないと判断し、12月14日午前9時30分から安松副委員長と地元委員の福田委員、事務局細田主査と私の4人で現地を確認しました。申出者からの説明により、栽培技術、販売力を含めた長期安定経営力、営農計画等鑑みまして、農地あっせん借受人としての適格者であると判断いたしましたことを報告いたします。委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：田中 通夫君

委員長報告がありました。質疑がありましたらご発言をお願いします。

32番 吉村 正君

議長。

議長：田中 通夫君

32番 吉村委員。

32番 吉村 正君

32番 吉村です。確認ですが、現在の経営状況は、借入地が普通畑と樹園地で5反あるわけですが、生産物がいちごとぶどうということとこの面積27aということですが、あとの面積については生産できるような状況ではないというふうに見ればよろしいでしょうか。あるいは、その干拓地以外に実際、今やっておられるというように捉えたらいいのか、現状の経営状況というのをもう少し分かれば説明してもらえますでしょうか。

14番 根来 茂樹君

申請には新規という形でいちごとぶどうとなっていますが、それだけでは現在のところ現金収入等補えないということで、38ページの収入の欄、年間経営収支の中でその他の収入を見てくださいと200万円を計上されております。この200万円は、現在水道工事に出ており、それからの収入を得ておられるということとございます。その水道工事にしても、今回、新しくパイプハウスを建てるにあたり、水道工事で得た技術を生かしてパイプハウスを建てるということも含めております。経費を削減しながら初期投費を抑えてやっていくということを鑑みての、職業のパートということもあります。そういう面で意欲的であり、私はプラスという形で、評価したところです。

32番 吉村 正君

経営状況なり適格については、私も異議はありません。ただ現状の経営状況というのを確認したいと

思います。樹園地のぶどうは経営面積が20a、普通畑30aの内、いちごの作付面積7aということで23aが空白なのか、まだ取れないのかという現状を農業経営を以後の内容がもしわかれば教えていただきたい。

14番 根來 茂樹君

これは実質のパイプハウスの面積ということでございまして、ご承知かと思えますけれども、パイプハウスは、建てない部分のところが、実寸はこのまま7m50cm位と50mのパイプハウスを3棟分で、実質のところとそのほかも含めて作付面積がこれくらいになるというふうに思っていたらと思います。

事務局：細田 正樹君

この方は現在、恵乃島と穂日島の両方に畑を持っており、この度恵乃島の方は解約し、穂日島で農地をまとめられて営農するという計画となっています。

2番 安松 智君

2番 安松です。先程の吉村委員さんのお尋ねのことは、普通畑30aなのにいちごが7aしかないが、あとの面積はどうしておられるかということでないかと思いますが、先程、根來委員長が言われたように実質ハウス面積ということになりますが、これは出荷のための実質ハウス面積で、まだ、その他にも育苗のためのハウス等もあり、そういう意味で30aの普通畑をほぼフルに活用しているということで、必要な面積となっています。

32番 吉村 正君

了解しました。

議長：田中 通夫君

他に質疑はありませんか。

議長：田中 通夫君

それでは質疑がないようですので採決いたします。提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第9 報第131号 農地法第18条の規程による通知について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

47ページをご覧ください。報第131号 農地法第18条の規定による通知について 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。続いて48ページから52ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については14件で、農地法による賃貸借の解約が1件、と農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約が13件です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第30回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時10分)